

令和2年5月15日

公立及び民間の
保育施設関係事業
施設長各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

郡外渡航した場合の出勤・登園の判断基準について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、令和2年5月14日付けで沖縄県は緊急事態措置を実施すべき区域として指定の解除となりましたが、新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針（令和2年5月14日変更）においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止の徹底等を継続することが示されております。

本市においては、市民の皆様の感染拡大防止対策により、4例目以降の感染者は確認されておりませんが、保育施設においても引き続き感染防止の徹底を図る必要があることから、「郡外渡航した場合の勤務の判断基準」を作成しました。

つきましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして行っていただきますようご理解とご協力よろしくお願いいたします。

また、今回作成しました判断基準につきましては、私立保育施設においても準用することを推奨いたします。

なお、「家庭内保育の協力要請」の実施期間につきましては、令和2年5月31日迄となります。

記

- 1 添付資料 : 郡外渡航した場合の勤務の判断基準について
- 2 適用期間 : 新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを必要とする当分の間
- 3 判断基準の対象者 :
公立保育施設(保育所・認定こども園・こっこーま)の保育従事者及び通所する乳幼児
- 4 判断基準の準用を推奨する施設及び事業所 :
私立保育施設(保育園・認定こども園等)、放課後児童クラブ
- 5 その他 : 貴施設より添付の判断基準を保護者へ通知していただきますようお願いいたします。

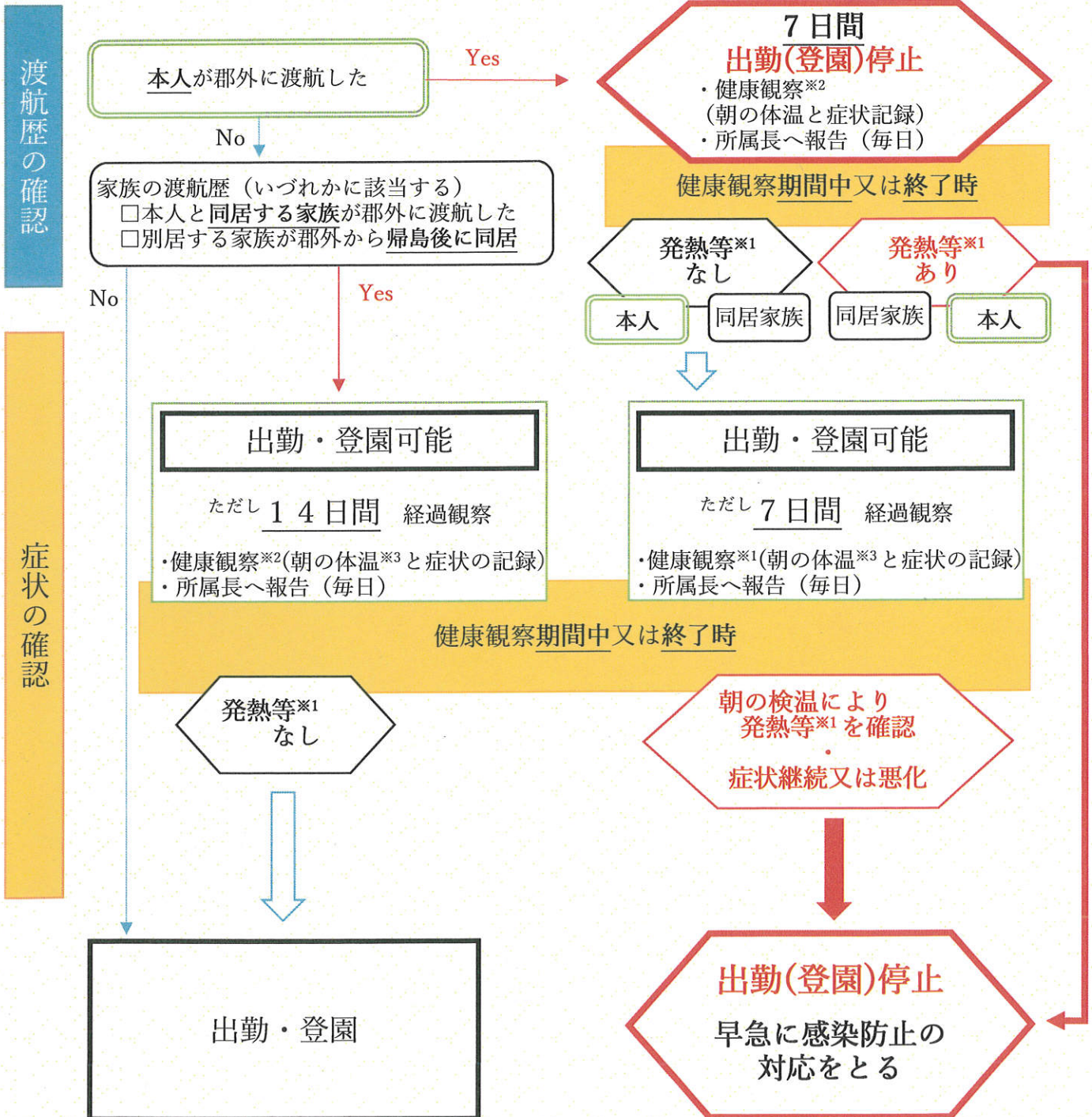
新型コロナウイルス感染拡大防止
 ～郡外渡航した場合の出勤・登園の判断基準～

◎判断基準の対象者：

公立保育施設（保育所・認定こども園・こっこーま）の保育従事者及び通所する乳幼児

○判断基準の準用を推奨する施設及び事業所：

私立保育施設（保育園・認定こども園等）、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター



※1 発熱等 : 発熱や呼吸器症状
 ※2 健康観察 : 本人及び家族を対象とする
 ※3 体温測定 : 出勤・登園前に体温計測